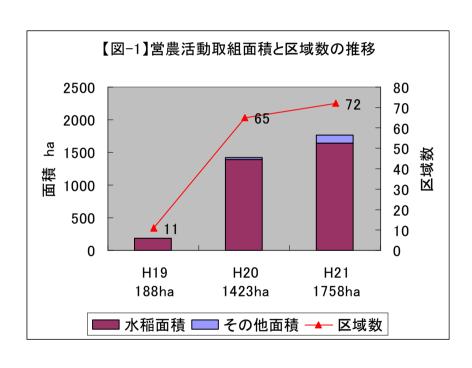
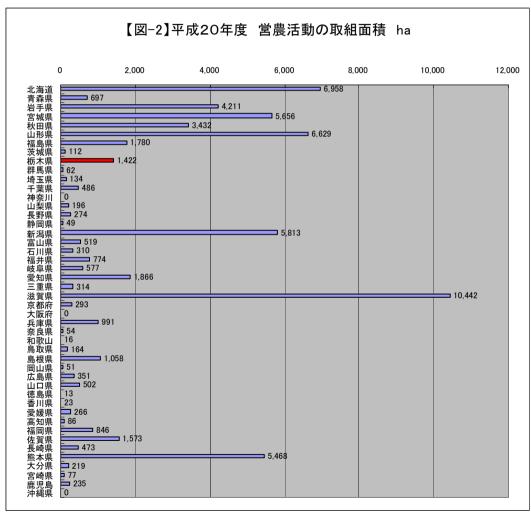
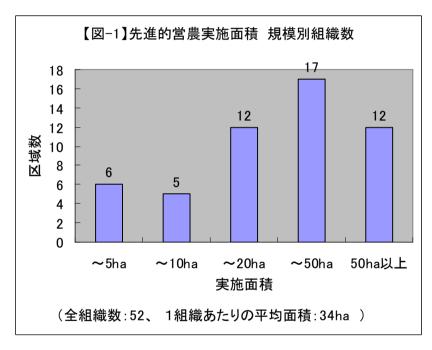
Ⅲ 営農活動支援について

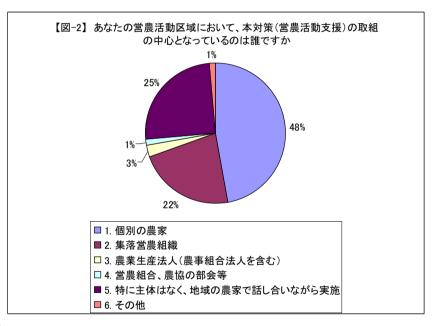
- 1 取組の状況について
- 栃木県内の営農活動の取組は、平成21年度までは、面積及び区域数ともに増加している。【図-1】 平成21年度取組面積:1,758 ha、区域数:72
- 全国の中で栃木県の取組面積は第12位、区域数では第16位 (平成20年度)【図-2】





- 〇 栃木県内の営農活動実施組織数:52
- 1組織あたりの平均面積:34ha、取組面積は、20~50haが最も多い。【図-1】
- 対象作物は水稲がほとんどで、全体の93%を占める。【表-1】
- 取組の中心は、個人の農家(48%)が多く、次いで集落営農組織(22%)。【図-2】

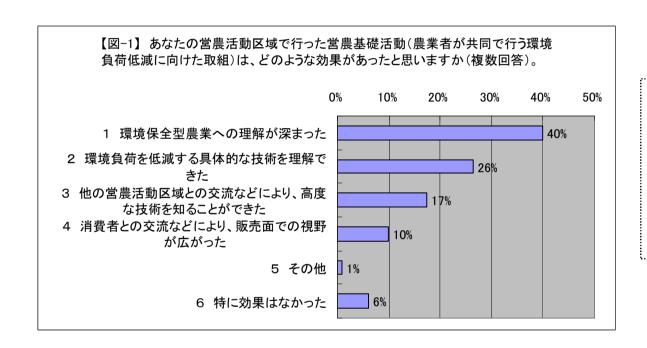




【表-1】先進的営農 作物別面積

	水稲	麦 · 豆 類	いも・ 根菜 類	葉茎菜類	果菜 類·果 実的 野菜	施設 野菜	果樹· 茶	花き	飼料 作物	合計
面積 ha	1640.2	20.2	0.0	5.4	0.7	2.1	1.8	0.0	87.8	1758.1
割合 %	93.3	1.2	0.0	0.3	0.0	0.1	0.1	0.0	5.0	100.0

- 2 環境保全型農業の取組
- (1) 営農基礎活動の効果
- 営農基礎活動に取り組むことによって、40%の区域が「環境保全型農業への理解が深まった」と回答した。【図-1】



【営農基礎活動】

農業者が共同で行う環境負荷低減に向けた以下のような取組です。

- •稲わらすきこみ
- たい肥の散布
- ・肥効調節型肥料の利用
- ・生物農薬の利用 など

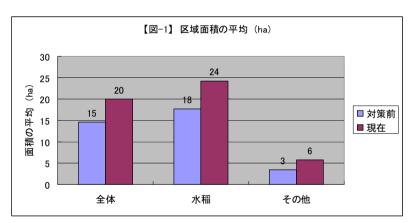
アンケートの回答区域数

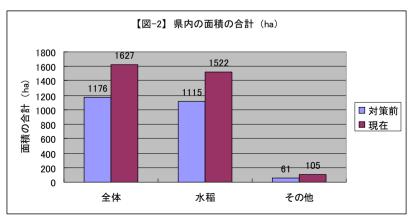
アンケート調査対象区域: 栃木県内の営農活動を実施している全区域 73区域

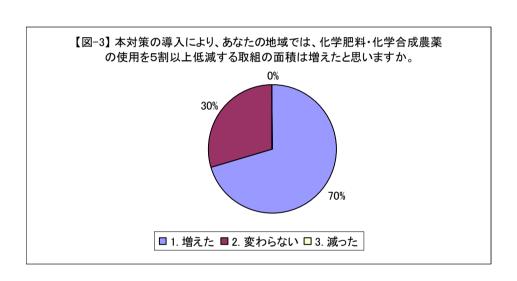
回答区域数:67

- (2) 先進的な取組(化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減した栽培。以下、5割低減の取組という。)の面積の変化
- 本対策の導入によって、5割低減の取組は、4割程度増加した。【図-2】
- また、その地域全体の5割低減の取組も、本対策の導入によって、70%の地域で増加したと感じている。【図-3】

問 本対策の導入以前、あなたの区域では、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減して栽培していた面積は作物ごとにどのくらいでしたか。 おおむねの数値で結構ですので、次に示す区分ごとにご記入ください。

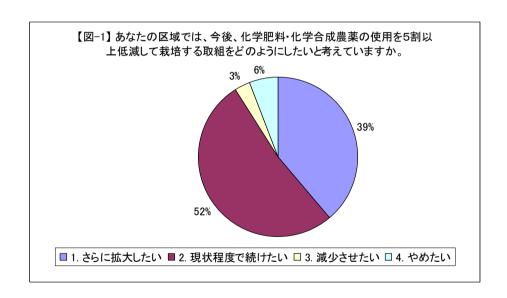


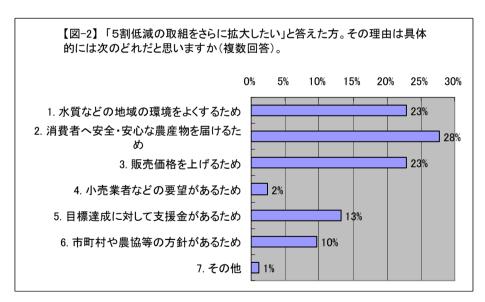




(3) 5割低減の取組の拡大意向

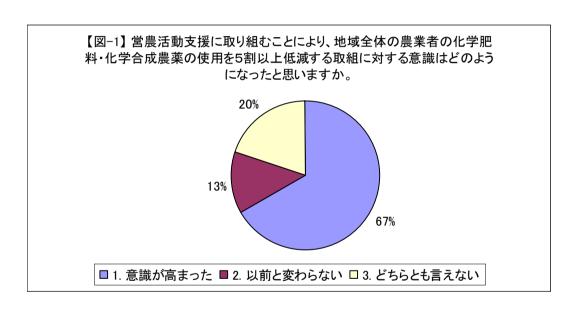
- 5割低減の取組について、現状程度で続けたい区域は52%で、さらに拡大したい区域は、39%であった。【図-1】
- 〇 今後も取り組みたい理由は、「消費者へ安全・安心な農産物を届けるため」が最も多く28%で、次いで、「水質などの地域の環境をよくするため」、「販売価格を上げるため」がともに23%であった。【図-2】





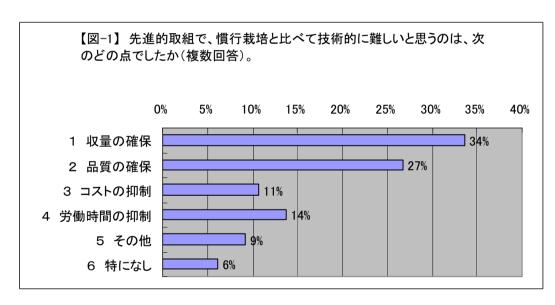
(4) 地域全体の農業者の5割低減の取組に対する意識の向上

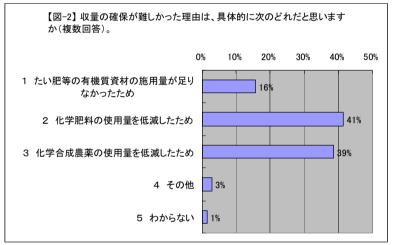
○ 地域全体の農業者の5割低減の取組に対する意識は、67%で高まった。【図-1】

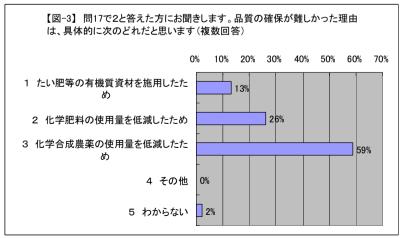


(5) 5割低減の取組の課題

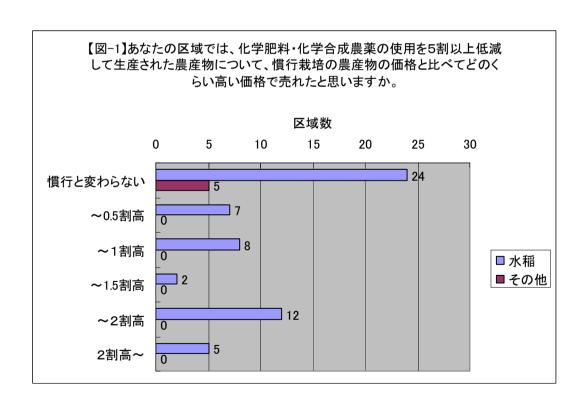
- 5割低減の取組において、約3割の区域で「収量の確保」と「品質の確保」が難しいと感じている。【図-1】
- 収量の確保が難しかった理由は、化学肥料や農薬の使用の低減であった。【図-2】
- 品質の確保が難しかった理由は、化学合成農薬の使用の低減であった。【図-3】



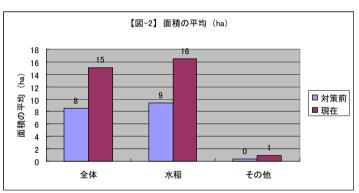


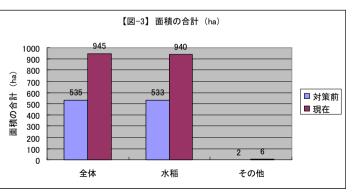


- 3 地域農業の振興
- (1) 5割低減の取組による販売価格の向上
- 5割低減の取組による販売価格は、慣行と変わらない区域が多かったものの、1~2割程度高い価格で売れた区域もある。



問 あなたの区域で、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以 上低減して生産している農産物であるという特徴を活かして販売 (いわゆる「差別化」)できたものの栽培面積はどのくらいだと思 いますか。(おおむねの数値)





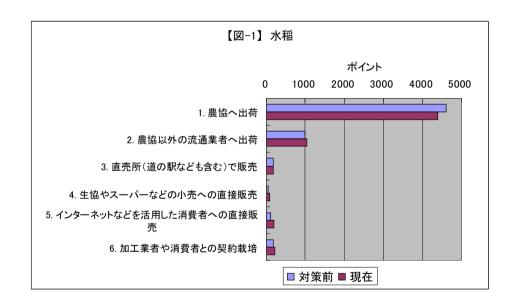
(2) 販売先の多様化

○ 5割低減で生産した水稲の販売先は、「インターネットなどを活用した消費者への直接販売」などが若干増えているものの、従来の販売先が多く、多様化しているとは言えなかった。【図-1】

問 現在、あなたの区域で化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減して生産している農産物(営農活動支援の対象となっている農産物)についてお聞きします。

農産物の主な販売先は、どのようになっていますか。

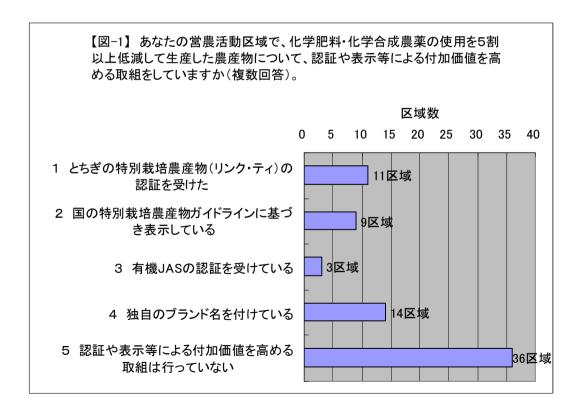
また、それぞれの販売先へは、量にしてどの程度(割合)出荷していますか。わかる範囲でご記入ください。



(アンケートでは、販売先の割合(%)を質問しています。グラフの集計は、1回答を100ポイントとして、積算しました。)

(3) 5割低減の農産物のブランド化

- 5割低減の農産物について、独自のブランド名を付けて販売しているのは、14区域あった。【表-1】
- 〇 特別栽培農産物として、リンク・ティの認証を受けているのは11区域、国のガイドラインに基づき表示しているのは9区域であった。【図-1】

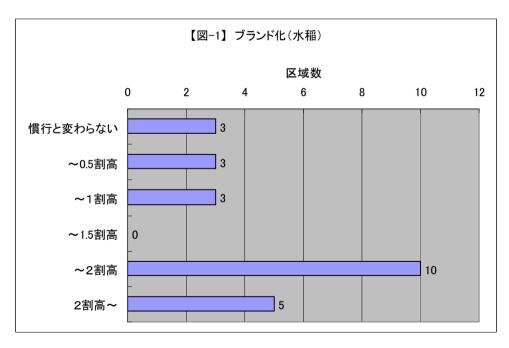


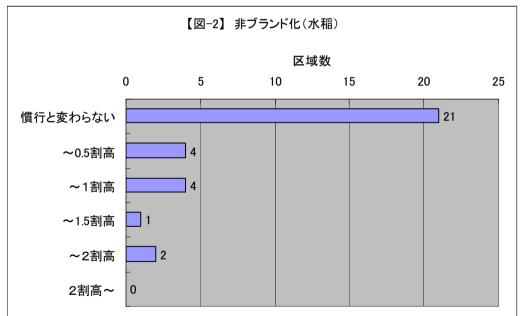
【表-1】独自のブランド名

市町村	活動組織名	区域名	ブランド名
宇都宮市	逆面エコ・アグリの 里	逆面	育む里の フクロウ米
小山市	(4組織)	(4区域)	生井っ子
栃木市	大塚たんぽぽの 会	大塚地 区	(トマト)赤い恋 人
那須町	稲沢農地·水· 環境保全組合	(3区域)	いなざわの米
那須町	黒川の郷	黒川	ホタル米
大田原市	両郷河原清流 保存会	河原下	松葉川源流の めぐみ 環境保全米
那須塩原 市	鍋掛南部地区 環境保全隊	豊浦·長 久保	ECO米
那須塩原 市	箕輪環境保全 組合	箕輪	JA農地水米
那須塩原 市	越堀自然を守る 会	上の台	アイガモ米

- (3) 5割低減の農産物のブランド化 ブランド化による販売価格の向上
- 5割低減の農産物(水稲)のブランド化(特別栽培農産物としての販売、有機JAS認証、独自のブランド化)によって、販売価格は、 2割程度高くなった区域が多かった。【図-1】
- ブランド化していない場合、販売価格は、ほとんど慣行と変わらなかった。【図-2】

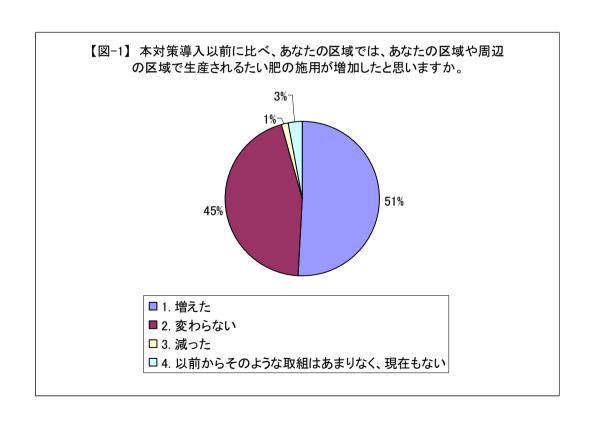
問 あなたの区域では、化学肥料・化学合成農薬の使用を5割以上低減して生産された農産物について、慣行栽培の 農産物の価格と比べてどのくらい高い価格で売れたと思いますか。





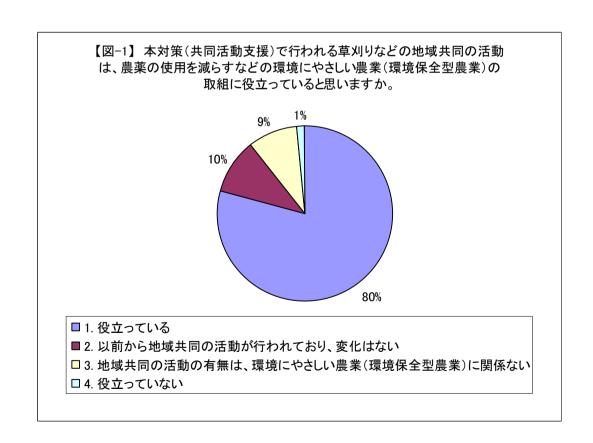
- 4 農村環境の保全・向上
 - (1) 地域で生産されるたい肥の施用

○ 本対策の導入によって、地域で生産されるたい肥の施用は、51%で増加したと感じている。【図-1】



- 5 その他
 - (1) 共同活動の環境保全型農業への貢献

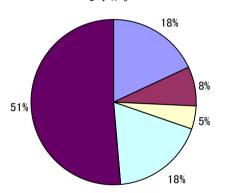
○ 本対策の共同活動が、環境保全型農業の取組に役立っていると考えている区域は、80%にのぼった。【図-1】



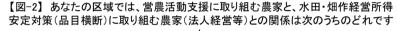
(2) 他施策等との関係

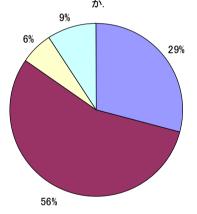
- 〇 営農活動の中で、集落営農組織が取り組んでいるのは18%であり、大半は地域に集落営農組織が無かった。【図-1】
- 営農活動支援に取り組む農家と、水田・畑作経営所得安定対策に加入している農家は、56%で重複している。【図-2】

【図-1】あなたの区域では、営農活動支援に取り組む農家と集落営農組織 (農作業を複数の農家が共同で実施したり、場合によっては販売を一元化し た組織)との関係について、最もあてはまるものは次のうちのどれだと思い ますか。



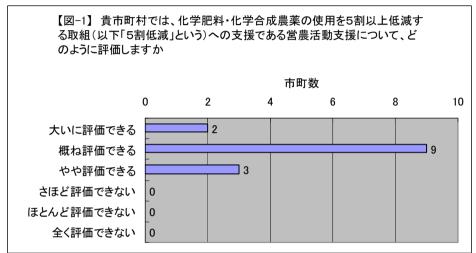
- 1. 以前からある集落営農組織が営農活動支援に取り組んでいる
- 2. 以前からある集落営農組織と営農活動支援の取組は互いに協力して活動している
- □ 3. 営農活動支援がきっかけとなり、新たに集落営農組織ができた
- □4. 集落営農組織と営農活動支援との関係はない
- 5. 地域に集落営農組織がない



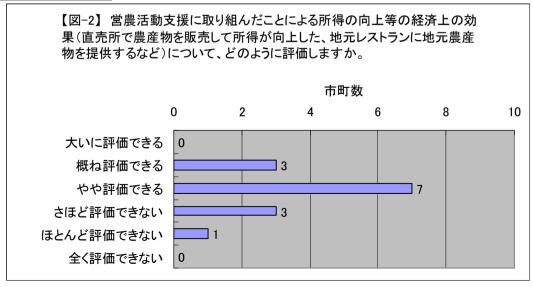


- ■1. 営農活動支援に取り組む農家(団体)は、水田・畑作経営所得安定対策にすべて加入している
- 2. 営農活動支援に取り組む農家(団体)と水田・畑作経営所得安定対策に加入している農家(団体)は、重複している場合がある
- □3. 両対策を重複して活用している農家(団体)はいない
- □ 4. 水田・畑作経営所得安定対策に取り組む農家(団体)がない

- 6 市町の評価
 - (1) 営農活動支援に対する評価
- 営農活動支援については、実施した全市町で一定以上「評価できる」としている。【図-1】
- 営農活動支援による経済上の効果については、「概ね評価できる」と「やや評価できる」を合わせた肯定的な回答が約7割を、「さ ほど評価できない」と「ほとんど評価できない」を合わせた否定的な回答が約3割を占めた。【図-2】



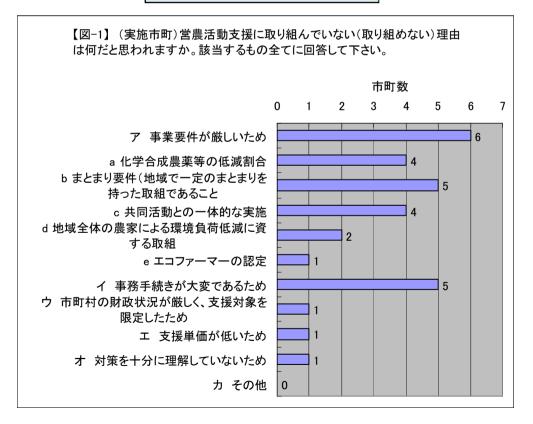
営農活動支援を実施 している市町数:14



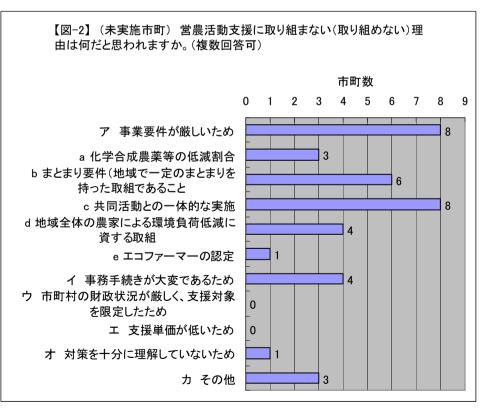
(2) 営農活動支援に取り組まない理由

〇 営農活動支援に取り組まない理由は、「まとまり要件」や「共同活動との一体的な実施」など事業要件が厳しいためのほか、事務 手続きが大変であるためという回答が多かった。

> 営農活動支援 実施市町数:14 (営農活動に取り組んで いない農業者についての質問)



営農活動支援 未実施市町数:13



八溝山松葉川源流のめぐみを活かして

而郷河原清流保存会/大田原市

大田原市河原下地区では、松葉川源流の自然のめぐみを活かし、無化学肥料・減農薬によりコシヒカリとりんご栽培に取り組 んでおり、コシヒカリは「環境保全米」としてPRしている。

水稲では、魚粕や菜種粕などの動植物有機培土によるプール育苗、堆肥や稲わらの圃場還元等の有機質肥料施用技術、株間30 cmの超疎植栽培等の栽培技術を共同して取り入れ、技術の統一・高位平準化に取り組み、昨年は生産した米を福島県天栄村で開 催された米食味鑑定士協会主催の第11回米食味分析鑑定コンクール:国際大会に出品して上位の評価を得た。今後は更なる食味 向上を目指し、実証圃を設けて栽培試験に取り組む予定である。

りんご栽培では有機質肥料施用技術とともに、ハーブバスケットと木酢液を水稲・りんごの全圃場で活用して病害虫を防除し、環境保全 を推進している。

また、農産物の販路拡大を目指し、特別栽培農産物表示やのぼりを作ったり、都市との交流事業としてイトーヨーカ堂新田店(埼玉県草加 市)で環境保全米コシヒカリの試食会及び農産物の即売会を開催し、好評を得た。

【地区概要】

- •共同取組面積 84.1ha(田83.2ha、畑0.9ha)
- ·営農取組面積 11.4ha(水稲8.79ha、果樹·茶0.76ha)
- •主な構成員 農業者・自治会・消防団・育成会
- 資源量 開水路(56.5km) - 農道(3.8km)

普通栽培米	上部よ ろうで //////	りじょう 灌水 	化成肥料を放 化成肥料 N P K 水 ^{極 用}	超用	植え付けれ よそ15- メートル			進み通風 少ない
栽培方法	育	苗	本圃(水田)	肥料	植え付(日	日植え)	生	育
環境保全米	プーパ (プーパ を置く)	レ育苗 レに育苗箱 	魚粕や菜種粕 の有機質を施 有機質 _{魚粕・菜種粕}	i用	植え付けれ よそ30セ ートル			光が良く

環境保全米コシヒカリ栽培のあらまし

第11回米食味分析鑑定コンクールでの分析値

生産			食味値	吐麻体			
者名	水分(%)	蛋白(%)	アミロース(%)	脂肪酸度	(スコア)	味度値	
Α	13.6	6.0	20.5	6	89	91	
В	14.0	6.3	20.8	8	88	90	
С	14.9	6.2	21.3	13	88	90	



都市との交流(環境保全米コシヒカリ と農産物の即売会)の様子



りんご栽培状況

「生井っ子」のブランド確立をめざして

白鳥緑と水辺の郷、思いの郷下生井、東生井ひばりヶ丘の里、上生井なごみの里、網戸中坪みのりの郷 /小山市

平成16年5月に小山市生井地区の生産者15名が立ち上げた「生井っ子プロジェクト」は、化学肥料・化学農薬の使用量を低減した「おいしい米」づくりをめざした取組を進めている。とちぎの特別栽培農産物の基準を満たした早植えコシヒカリを農協のライスセンターへ出荷するほか、原粒粗蛋白含量が6.5%以下の特に食味の良い米だけを「生井っ子」として差別化し、主に即売会や道の駅思川、JA直売所で販売している。その取組は地区内に波及し、平成21年産時点でのプロジェクト会員は27名までに増えている。

ブランドの確立に向けては、地元の与良川堤防に咲く杏の花をあしらった商標を平成17年3月に登録した他、各種イベント等をとおしてのPR活動やほ場へののぼり旗設置によるアピール作戦、核家族でも購入しやすい量目の商品揃えを行ってきた。その成果は、平成17年10月の「おやまブランド」選定や平成18年3月の「とちぎ特産品」推奨、平成21年2月の栃木県農産物知的財産功績者表彰で選ばれたことに現れている。

農地・水・環境保全向上対策の営農活動支援への取組は、平成18年12月に5つの活動組織で決定され、平成21年産では 先進的営農に取り組む82名(対象面積102.9へクタール)のうち、22名(50.2へクタール)がプロジェクト会員と して「生井っ子」の生産に当たった。

現時点では、全国規模のブランド米までには至っていないが、今後も技術の高位平準化や新たな販路開拓に向けた取り組み等を継続し、「生井っ子」のブランド確立をめざしている。











8 営農活動の成果と課題

(1) 営農活動支援の概要

【成果】

- 〇 営農活動の取組は、平成21年度まで増加し、平成21年度の取組面積は1,758ha、区域数は72であった。【P57図-1】
- 全国の中で、栃木県の取組面積は第12位、区域数は第16位(平成20年度)であった。【P57図-2】

(2) 環境保全型農業の取組

【成果】

- 営農基礎活動に取り組むことによって、40%の区域で環境保全型農業への理解が深まった。【P59図-1】
- 本対策の導入によって、5割低減の取組は、区域内で4割程度増加した。【P60図-2】
- 5割低減の取組を今後も続けたい区域は52%で、さらに拡大したい区域は39%であった。【P61図-1】

【課題】

- 5割低減の取組において、約3割の区域で収量や品質の確保が難しいと感じている。【P63図-1】
- (3) 地域農業の振興

【成果】

〇 実施区域の約半数で、5割低減の農産物のブランド化を図っており、そのうち14区域は独自のブランド名を使用していた。【P66 表-1】

【課題】

- 5割低減の農産物をブランド化することによって、販売価格は2割程度高くなった。ブランド化していない場合は、慣行栽培とほとんど価格は変わらなかった。【P67図-1、図-2】
- (4) 農村環境の保全・向上

【成果】

- 地域で生産されるたい肥の施用は、本対策の導入によって51%で増加した。【P68図-1】
- (5) 市町の評価

【成果】

○ 市町は営農活動支援に対して概ね評価している。【P71図-1、図-2】

【課題】

○ 営農活動支援に取り組まない理由は、事業要件が厳しいことや事務手続きが大変であることが多かった。【P72図-1、図-2】